

伊達市森林整備変更計画

計画期間 { 自 平成20年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日 }

北海道

伊達市

また、森林の  
なるよう、  
保育の作  
育成単層  
下刈りは、  
は、造林樹  
除伐に際  
用なものは  
なお、主

- (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林  
該当なし
- (3) 公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林  
該当なし
- (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林  
該当なし
- (5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林  
該当なし

5 その他必要な事項

(1) 資源の循環利用林に関する留意事項

持続的、安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に対応できるよう樹種を選定するものとします。

また、効率的な森林整備を行うため、植栽に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

(2) その他造林に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、造林の推進に努めるものとします。

- ① 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。
- ② 伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図るよう努めるものとします。

第4 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰返し期間により行うものとします。資源の循環利用林にあっては、自然条件や経営目的に応じ、適切な間伐を行い、利用価値の向上を図るものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	施業体系	間伐の時期(年)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ(一般材)	植栽本数: 2,000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立 主伐時の設定450本/ha	2 6	3 6	4 8	-	-	選木方法 定性及び定量 間伐率 20~33%
トドマツ(一般材)	植栽本数: 2,000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立 主伐時の設定500本/ha	2 4	3 2	4 0	5 0	-	選木方法 定性及び定量 間伐率 20~33%

注1)「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」等を参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

(2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、下層木の成長に伴い適切な受光伐を繰返し行い、下層木の成長を促すものとします。

また、針葉樹林から針広混交林へ誘導する森林においては、広葉樹の侵入・成長を促すよう適時適切な間伐・受光伐を行うものとします。

水土保全林にあっては、下層植生の発達を確保し、林地の安定化を図るため、常に適度な光が射し込むよう配慮するものとします。

(2)  
3  
(1)

また、森林と人との共生林で生活環境の維持に不可欠な森林にあっては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、立木の密度、下枝の着生状態、葉量の保持等に配慮し、間伐を実施するものとします。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

### (1) 育成単層林施業

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

除伐に際しては、造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存・育成するものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		カラマツ	春	①	②	②	①	①			
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		

樹種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		カラマツ	春						△		
	秋							△			
トドマツ	春						△				
	秋							△			

注1) カラマツには、グイマツ等を含みトドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

注2) 記載の例 ①: 下刈り1回 ②: 下刈り2回 △: つる切り、除伐

### (2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとします。

なお、保育の方法等については、(1) 育成単層林施業に準じます。

## 3 その他間伐及び保育の基準

### (1) 資源の循環利用林において留意すべき事項

森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

### (2) その他間伐及び保育に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- ① 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- ② 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。
- ③ トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

### 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数

人工林については、計画的な間伐の実施を推進することとし、植栽時に立てた仕立て目標に応じて収量比数を定めま